

# 「県内産地直売施設間の商品交流フェア（販売会）」実施要領

## 1 目的

県内の産地直売施設において、商品交流フェア（販売会）を開催する産地直売施設の支援を行うことにより、産地直売所の商品の充実と安定供給、魅力の発信を行い、経営力強化を図る。

## 2 内容

### （1）対象施設

県内産地直売施設

### （2）実施期間

- ① 令和2年10月15日（木）～令和3年2月15日（月）までの間の複数日とし、各産直施設が設定する。
- ② 土日等の場合は2回以上、長期の場合は1ヵ月以上開催すること。

#### 【例1】土日等の場合

10月24日（土）～25日（日）	2日間
11月21日（土）～23日（月・祝）	3日間
1月9日（土）～11日（月・祝）	3日間

#### 【例2】長期の場合

11月1日（日）～1月31日（日）まで毎日

### （3）方法

- ① フェア期間中は商品交流コーナーを設置する。  
※商品交流コーナーとは、平台又は棚を割り振りするなどし、消費者に産直交流商品のコーナーとわかるようにすること。
- ② 販売商品には、POP等で出品産直施設の名称を表示する。
- ③ 産地直売施設で交流商品を含む農産品、加工品等を購入したお客様に、県産品を贈呈。
- ④ 購入金額等の条件や贈呈品は、当該産地直売施設が設定する。
- ⑤ 販促グッズとして「のぼり」を協会が提供します。

## 3 経費

- （1）贈呈品の経費は、協会が負担する。
- （2）1産直施設につき、フェア1回開催ごとに10,000円（税込）を上限とし3回まで。長期で実施する場合は、上限40,000円（税込）とする。
- （3）経費については、「実績報告書（様式2）」提出後に精算払いとする。
- （4）ただし、景品表示法の範囲内とする。

## 4 様式

- （1）実施計画書（様式1）
- （2）実績報告書（様式2）
- （3）変更計画書（様式3）
- （4）販促経費請求書（様式4）